

平成26年度事務事業評価調書

整理番号	6	枝番	1
評価担当課	健康福祉部地域包括支援センター		

1 施策体系と事務事業

事務事業名	通所型介護予防事業			
総合計画の位置づけ	有	基本目標	2	安心して健やかに暮らせるまちづくり
	無	主要施策	5	高齢者福祉の充実
		基本事業	2	介護予防事業の推進
		実施計画事業	1	地域包括支援センター事業の推進

2 事務事業の概要等

目的(何のために)	要介護状態となる可能性の高い高齢者を早期に把握し、介護予防を進めていく。			
対象(何を又は誰を)	生活機能が低下していると判断した65歳以上の高齢者			
手段＝活動(仕事) (どのような方法で)	生活機能を改善する体操などを取り入れた運動器向上プログラム等を実施する介護予防事業を行う。			
意図(どのような成果を期待しているか)	利用者の生活機能が改善または維持し、要介護状態になることを予防できる。			
事業実施主体	名寄市			
事業実施方法	直営	一部委託	全部委託	補助等 請負 その他()
事業実施期間	始期	平成19年度	終期設定	有(終期年度) 無
根拠法令・条例等	介護保険法			

3 事務事業の現状

(1) 達成状況等の推移

	指標名及び内容	単位		H23	H24	H25	H26見込	目標年度 (年度)
				目標	実績	目標	実績	目標
活動指標	1 参加者数	人	目標	100	109	110	110	319
			実績	101	87	78		266
	2		目標					
			実績					
	3		目標					
			実績					
成果指標	1 参加者数	人	目標	100	109	110	110	319
			実績	101	87	78		266
	2		目標					
			実績					

(2) 事業費の推移

(千円)

区分	H23決算	H24決算	H25決算	H26予算	平成25年度の事業費内訳
事業費	13,081	11,492	11,183	16,019	
国道支出金	4,287	3,764	3,696	5,246	臨時職員賃金 121
地方債	0	0	0	0	報償費 108
その他	6,507	5,618	5,416	7,835	消耗品費 151
一般財源	2,287	2,110	2,071	2,938	傷害保険料 12
人件費	668	663	647	647	運動器プログラム委託料 10,111
平均給与額	6,683	6,629	6,468	6,468	運動器プログラム適否判定委託料 80
担当職員数	0.10	0.10	0.10	0.10	理学療法士協働配置委託料 600
総事業費	13,749	12,155	11,830	16,666	
対前年比(%)	—	88	97	141	コストの算出方法
事業コスト	活動指標1 136	活動指標2 140	活動指標3 152		総事業費/実績件数

※H26年度平均給与額は仮の数値です

(3)事業スタート後の情勢変化やこれまでに取り組んだ改善点

情勢の変化	
改善点	指摘事項 <input checked="" type="radio"/> 有 () <input type="radio"/> 無

4 事務事業の点検

以下の視点から点検し、(a:高い、b:やや高い、c:やや低い、d:低い)から選択し、その理由等を記入すること。

項目	評価	判定した理由・説明等
妥当性 4 市が主体的に実施すべきか、社会・市民ニーズに適合しているか？	a	今後も高齢者が増加する中で、住み慣れた地域で出来る限り自立した生活が過ごせるよう、介護状態にならないようにする必要があり、介護予防事業は重要な役割を担うことになると思う。
有効性 4 目的を達成するための方法として有効か？	a	介護状態にならないようにするためには、運動器機能の維持、向上をはかるプログラムが必要であり、通所介護事業によって介護予防をはかるには有効的である。
効率性 4 経費に見合った成果が発揮されているか、コスト削減の余地はないか？	a	委託事業であり、委託費は介護保険サービスに準じた費用を予算化しており、委託事業費を削減すると事業所の受け入れが困難になることから、現在はコスト削減は厳しい。介護保険法の改正によって、今後事業内容が変更される予定であり、経費についても変更が見込まれる。
公平性 4 受益者負担は適正か、受益者に偏りがないか？	a	全市内を5年に分け、2次予防対象者の把握事業を実施しており、2次予防事業の対象と思われる高齢者に対して、案内を行っている。また、本人や家族、民生児童委員等からの相談を受け、随時対応をしており、公平に事業実施に努めている。
達成度 3 活動指標、成果指標の達成度は？	b	過去3年の達成率は、83.4パーセントと若干低くなっている。

5 1次評価

評価結果	理由	
A	介護保険法の改正(平成27年4月施行だが、平成29年度から実施、一部事業は平成30年度から実施開始可能の経過措置あり)のことから、改正に併せ見直しが必要となるが、それまでは現状のまま継続をしていく。	
A:現状のまま継続 B:進め方を改善	改善の方向性(評価B,C,Dの場合には必ず記入すること)	
C:規模・内容を見直し D:抜本的な見直し(廃止・縮小)	法改正では、介護予防に関する取り組みが強化される見込みである。改正に併せ、当市の事業について見直しをはかっていく。	

6 ワーキンググループ評価(1次評価に対する提言等)

評価結果	提言等
A	1次評価のとおり

7 外部評価(1次評価に対する提言等)

評価結果	提言等
A	1次評価のとおり

8 2次評価(1次評価、外部評価を受けての最終評価)

評価結果	意見等
A	1次評価のとおり